

## 田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 田辺市への団体旅行を実施した旅行者等に対し、その費用を補助することにより、田辺市への団体旅行を誘致し、地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。）又は本条第1号に定める団体の代表者のうち、次のいずれにも該当する宿泊を伴う団体旅行（以下「団体旅行」という。以下同じ。）を実施するものとする。

- (1) バス1台当たりの団体旅行の参加者（乗務員等を除く。第7条第1号において同じ。）が10人以上であること。
- (2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において田辺市内の宿泊施設に宿泊する日程であること。

### (補助金の額及び限度額)

第3条 補助金の額は、団体旅行に係るバス1台につき30,000円とし、前条第2号の期間内において、1団体（募集型企画旅行の場合は1企画）あたり3台90,000円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする旅行者等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表
- (2) 旅行の日程が記載されている書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (申請内容の変更等)

第6条 申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、補助金の増額を伴わない場合は省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金変更・中止承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定に係る団体旅行が完了したときは、速やかに田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金実績報告書兼交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該団体旅行を実施したことが証明できる参加者の宿泊に係る領収書の写し又は宿泊証明書
- (2) 当該団体旅行の旅程が記載されている書類
- (3) 当該団体旅行1本につき同時にバス2台以上で実施した場合は、その台数を証明できる書類（様式第6号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付金額の確定及び交付）

第8条 市長は、前条の実績報告及び補助金の交付請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金の額の確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた旅行者等に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第5条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条に規定する指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。